平成２９年（フ）第８３６号
福岡市西区今宿東２丁目13番12号
破産者　坂口　良寛
1　決定年月日　平成29年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４２８号
長野県佐久市岩村田5036―１　サンライズ森102号、住民票上の住所福岡県久留米市国分町1906番地１　カーサ・ド・ナチュールＤ棟
破産者　井上　諭美
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５７４号
福岡県春日市天神山５丁目59番地　サンヒルズ春日203号
破産者　横枕　祐介
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５７５号
福岡県春日市天神山５丁目59番地　サンヒルズ春日203号
破産者　横枕　眞子
1　決定年月日　平成29年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７３号
福岡市南区長丘４丁目６番26―301号、破産手続開始決定時の住所福岡市城南区長尾２丁目22番60号
破産者　長間　　靖
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７４号
福岡市南区長丘４丁目６番26―301号、破産手続開始決定時の住所福岡市城南区長尾２丁目22番60号
破産者　長間　恭子
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５７８号
福岡市東区香椎６丁目８番70号、前住所福岡県宗像市池田3100番地44
破産者　渡邊恵美子（旧姓青谷）
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４９号
沖縄県島尻郡八重瀬町字上田原４番地１　スターターマンション八重瀬Ⅱ101号室
破産者　新居　武始
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１５０号
沖縄県島尻郡八重瀬町字上田原４番地１　スターターマンション八重瀬Ⅱ101号室
破産者　新居美由紀
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１１７号
札幌市西区二十四軒４条５丁目11番16―901号
破産者　畠山　友也
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１８号
岩手県花巻市石鳥谷町関口第５地割58番地３、開始決定時の住所岩手県釜石市甲子町第９地割127番地３
破産者　古川　芳朗
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１０６号
盛岡市上堂２丁目３番50号　スターハイツ北斗205号
破産者　藤原　圭介（旧姓片岡）
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３０３号
宮城県多賀城市桜木３丁目５番Ｂ―21号
破産者　櫻井　ゆき
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
仙台市宮城野区榴岡１丁目７番15―802号、開始決定時の住所仙台市泉区上谷刈３丁目７番21号　カヤバプラザＣ202
破産者　小野　　晋
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５６８号
埼玉県蓮田市椿山４丁目８番５号
破産者　北野　浩二
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
埼玉県草加市新善町410番地　クレア草加101号、旧住所埼玉県草加市中央２丁目８番８―104号
破産者　岸　　貴之
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５１号
千葉県松戸市松飛台64番地、旧住所埼玉県三郷市鷹野１丁目345番地３
破産者　淀野　　敦
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地９街区13棟401号
破産者　横井　　章
1　決定年月日　平成29年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係